

特別給付金・特別弔慰金一覧

種別	対象	給付	
特別給付金(注1)	戦没者等の特別に給付金	妻	<p>20万円(10年償還、国債) → 60万円(10年償還、国債) → 120万円(10年償還、国債) → 180万円(10年償還、国債) → 200万円(10年償還、国債) → 200万円(10年償還、国債) → 110万円(5年償還、国債) 110万円(5年償還、国債)</p> <p>昭和38年に措置 支給件数 419,768人 昭和48年に措置 支給件数 388,264人 昭和58年に措置 支給件数 346,628人 平成5年に措置 支給件数 272,339人 平成15年に措置 支給件数 160,620人 平成25年に措置 支給件数 46,642人 令和5年に措置 支給件数(1回目) 2,369人</p>
	戦傷病者等の特別に給付金	妻	<p>10万円(5万円)(10年償還、国債) → 30万円(15万円)(10年償還、国債) → 60万円~30万円(30万円~15万円)(10年償還、国債) → 90万円(45万円)または60万円(30万円)または30万円(15万円)(10年償還、国債) → 100万円(50万円)または90万円(45万円)または60万円(30万円)または30万円(15万円)(10年償還、国債) → 50万円(25万円)または45万円(22.5万円)または30万円(15万円)または15万円(7.5万円)(5年償還、国債) → 50万円(25万円)または45万円(22.5万円)または30万円(15万円)または15万円(7.5万円)(5年償還、国債)</p> <p>昭和41年に措置 支給件数 121,958人 昭和51年に措置 支給件数 102,986人 昭和61年に措置 支給件数 86,724人 平成8年に措置 支給件数 61,999人 平成18年に措置 支給件数 21,750人 平成28年に措置 支給件数(1回目) 2,804人 支給件数(2回目) 529人</p> <p>5万円(2.5万円)(5年償還、国債) 昭和54年に措置 支給件数 6,983人 2万円(1万円)(2年償還、国債) 昭和59年に措置 支給件数 7,503人 15万円(7.5万円)(5年償還、国債) 平成3年に措置 支給件数 1,465人 15万円(7.5万円)(5年償還、国債) 平成13年に措置 支給件数 394人 15万円(7.5万円)(5年償還、国債) 平成23年に措置 支給件数 74人</p> <p>(注)()内の額は軽症者の妻</p> <p>平病死した戦傷病者等の妻に対する特別給付金 支給件数(累計) 64,500人</p> <p>5万円(5年償還、国債) 昭和61年に措置 5万円(5年償還、国債) 平成3年に措置 5万円(5年償還、国債) 平成8年に措置 5万円(5年償還、国債) 平成13年に措置 5万円(5年償還、国債) 平成18年に措置 5万円(5年償還、国債) 平成23年に措置 5万円(5年償還、国債) 平成28年に措置</p>
特別弔慰金(注2)	戦没者等の特別に給付金	父母 祖父母	<p>10万円(5年償還、国債) → 30万円(5年償還、国債) → 60万円(5年償還、国債) → 60万円(5年償還、国債) → 75万円(5年償還、国債) → 90万円(5年償還、国債) → 100万円(5年償還、国債) → 100万円(5年償還、国債) → 100万円(5年償還、国債) → 100万円(5年償還、国債)</p> <p>昭和42年に措置 支給件数 16,675人 昭和48年に措置 支給件数 14,505人 昭和53年に措置 支給件数 10,098人 昭和58年に措置 支給件数 6,596人 昭和63年に措置 支給件数 3,700人 平成5年に措置 支給件数 1,665人 平成10年に措置 支給件数 675人 平成15年に措置 支給件数 223人 平成20年に措置 支給件数 102人 平成25年に措置 支給件数 28人</p>
	戦没者等の特別に給付金	子 兄弟姉妹等	<p>3万円(10年償還、国債) → 20万円(10年償還、国債) → 12万円(6年償還、国債) → 30万円(10年償還、国債) → 18万円(6年償還、国債) → 40万円(10年償還、国債) → 24万円(6年償還、国債) → 40万円(10年償還、国債) → 24万円(6年償還、国債) → 25万円(5年償還、国債) → 25万円(5年償還、国債)</p> <p>昭和40年に措置(戦後20周年) 支給件数 664,588人 昭和50年に措置(戦後30周年) 支給件数 1,008,859人 昭和54年に措置(戦後30周年の措置の特例的措置) 支給件数 117,462人 昭和60年に措置(戦後40周年) 支給件数 1,297,368人 平成元年に措置(戦後40周年の措置の特例的措置) 支給件数 75,108人 平成7年に措置(戦後50周年) 支給件数 1,376,789人 平成11年に措置(戦後50周年の措置の特例的措置) 支給件数 58,863人 平成17年に措置(戦後60周年) 支給件数 1,271,561人 平成21年に措置(戦後60周年の措置の特例的措置) 支給件数 44,461人 平成27年に措置(戦後70周年) 支給件数(1回目) 950,762人 支給件数(2回目) 761,782人</p>

(注) 支給件数は令和6年3月31日現在。
 1. 戦没者等の妻などが受けてきた精神的痛苦に対し、国として特別の慰藉を行うため、特別給付金として国債を支給している。戦傷病者等の妻に対する特別給付金については平成28年の措置から、戦没者等の妻に対する特別給付金については令和5年の措置から、それぞれ5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとしている。なお、戦没者の父母等に対する特別給付金については、受給者が著しく高齢化し、かつ、極めて少数となった状況を踏まえ、早期かつ確実に支給するため、平成30年度予算措置により「戦没者父母給付金」として一括支給した。
 2. 戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対し特別弔慰金として国債を支給している。なお、平成27年の措置から5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとしている。